

65歳以上の方へ 介護保険料の納め忘れはありませんか？

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の皆さんのが加入者(被保険者)となり、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで介護保険サービスを利用できます。

[保険料を納めないでいると]

災害等の特別な事情がないのに保険料を納めないでいると、現在介護を必要としないかたでも、将来介護が必要となつたときに滞納期間に応じて保険の給付が制限され、介護サービスの利用料の支払い時の負担が大きくなります。介護保険料は忘れずに納めましょう。

保険料を1年以上滞納した場合

介護サービス利用料をいったん全額自己負担し、申請により町から保険給付分(9割～7割)の払戻しを受ける「償還払い」に支払方法が変更となります。

保険料を1年6ヶ月以上滞納した場合

1年以上滞納した場合と同様「償還払い」に支払方法が変更されるほか、償還払いにより払い戻される保険給付分(9割～7割)の一部または全部が差止められます。その後も滞納が続いた場合には、差止められた保険給付分から滞納保険料に充当されます。

保険料を2年以上滞納した場合

介護保険料は当初の納期限から2年以上経過すると、時効となり納めることができません。時効になった保険料の未納期間に応じて、利用料の負担割合が3割または4割に引き上げられるほか、高額介護サービス費(利用料の負担額、一定額を超えた場合に支給される費用)や、特定入所者介護サービス費(食費・居住費の負担軽減)等が受けられなくなる制限を受けます。

[問合せ] 長寿応援課 ☎ 029-288-3111(内線 154)

認知症カフェを開催してみませんか？

令和8年度 城里町認知症カフェ事業の実施事業者を公募します

認知症になっても住み慣れた地域で安心してその人らしい尊厳ある生活ができる環境を確保することや、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ることで、認知症の人およびその家族を支える地域づくりを推進することを目的に、認知症カフェを実施する事業者を募集します。

認知症カフェとは

認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など誰もが気軽に参加できる「集いの場」であり、認知症の人やその家族が相談でき、安心して過ごせる「地域の居場所」です。

実施内容

- ①認知症の人、その家族に対する相談、情報提供、助言等の支援に関するこ
- ②認知症の人、その家族、地域住民及び専門職等の交流の場の提供および交流の促進に関するこ
- ③認知症についての正しい知識の普及啓発や地域支え合いの推進に関するこ
- ④その他必要な事項に関するこ

実施要件

- ①適切な事業運営が確保できると認められる町内の施設において行うこと
- ②認知症の人およびその家族からの相談に対応できる者として、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、介護福祉士等の専門職を1人以上配置すること
- ③事業の実施の届出をした施設以外の場所に出張して活動する場合は、城里町内で実施すること
- ④宗教活動、政治活動、営利または商業宣伝をしないこと

実施場所

- ①同時に5人以上の参加や活動が可能な交流スペース
- ②プライバシーの守れる相談スペース
- ③飲食を提供できる適切な設備等

実施回数 令和8年度初めて実施を希望する事業者は年間2回程度の実施

公募期間

令和8年2月27日(金)まで

*令和8年度の事業実施可能な事業者を募集します。詳しい内容や必要書類、流れについては城里町役場長寿応援課までお問い合わせください。

[申請先・問合せ] 長寿応援課 ☎ 029-288-3111(内線 608)

バイク・軽自動車等をお持ちの皆さまへ 新規登録・廃車・名義変更等の手続きはお済みですか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在で原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車、二輪の小型自動車および軽自動車を所有している方に課税されます。4月2日以降に廃車や譲渡をした場合でも、普通自動車税のように月割の払い戻しではなく、1年分の税金がかかります。

軽自動車等の取得や申告事項に変更があった場合は、期限内に申告をお願いします。

申請書には、所有者および使用者の住所、氏名、生年月日の記入も必要になります。

○原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(トラクター、コンバイン、乗用田植機等)

申告の内容	必要書類	申告期限
販売店から購入したとき	販売証明書、届出者の本人確認書類	購入後15日以内
譲り受けたとき	譲渡証明書、廃車申告受付書、届出者の本人確認書類	譲り受け後15日以内
	譲渡証明書、ナンバープレート、標識交付証明書、届出者の本人確認書類	
廃車するとき	ナンバープレート、標識交付証明書、届出者の本人確認書類	廃車後30日以内
住所が変わったとき	ナンバープレート、標識交付証明書、届出者の本人確認書類	住所変更後15日以内
	(廃車済の場合)廃車申告受付書、届出者の本人確認書類 (廃車していない場合)ナンバープレート、標識交付証明書、届出者の本人確認書類	
盗難にあったとき	標識交付証明書、届出者の本人確認書類 (盗難届出日、被害年月日、届出警察署名、盗難届受理番号が手続きの際に必要となります。)	盗難にあってから15日以内
手続場所	税務課、桂町民センター、七会町民センター	

○二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)、二輪の小型自動車(250cc超)、三輪・四輪の軽自動車(660cc以下)

手続きの内容によって必要書類が異なるため、以下の手続き場所に事前にお問い合わせください。

手続場所

- 二輪の軽自動車、二輪の小型自動車
関東運輸局 茨城運輸支局(水戸市住吉町353) ☎ 050-5540-2017
- 三輪・四輪の軽自動車
軽自動車検査協会 茨城事務所(水戸市酒門町4400) ☎ 050-3816-3105

【問合せ】 税務課 ☎ 029-288-3111(内線124)

農耕車は、道路を走る・走らないに関わらず ナンバー登録が必要です

乗用可能な農耕車(トラクター、コンバイン等)は、農耕作業用小型特殊自動車として扱われ、軽自動車税の課税対象となります。

路上走行の有無にかかわらず、所有されている方にはナンバーの登録が義務付けられていますので、まだ登録がお済みでない車両については、速やかに手続きを行ってください。

手続き方法

該当車両の販売証明書または譲渡証明書、車名・車台番号・排気量がわかる書類等と身分証明書をお持ちのうえ、税務課・桂町民センター・七会町民センターのいずれかで手続きを行ってください。

【問合せ】 税務課 ☎ 029-288-3111(内線124)

城里町の史跡と文化財めぐり ～天狗党終焉の地と徳蔵寺周辺の 文化財をめぐる～

茨城県埋蔵文化財センター・城里町・城里町教育委員会・茨城県教育財団との共催で、今年度は、幕末に他国・他藩から天狗党に参加した伊藤益荒等一行の終焉の地を訪ねます。また、真言宗の古刹徳蔵寺など弘法大師伝説が残る旧七会地区西部をめぐりながら、身近な地域の歴史を見つめ直し、地域の良さを再認識することができるバスツアーが開催されます。

日程 令和8年1月25日(日)荒天中止

内容 徳蔵寺、荻原長者屋敷跡(中世の山城)、伊藤益荒・斎宮自刃の碑などを巡ります。

集合場所 茨城県埋蔵文化財センター「いせきぴあ茨城」(城里町北方1481)

定員 25名(小学生以下は保護者同伴)

参加費 無料(昼食は各自ご用意ください。場所は、城里テ스트センターを予定しています。)

申込方法 「WEB申込」または「往復はがき」でお申し込みください。



▲詳細はこちら

【申請先・問合せ】

茨城県埋蔵文化財センター「いせきぴあ茨城」

☎ 029-289-3300



町長コラム

城里町観光協会フォトコンテストのカレンダーを作成しました ぜひ、皆さん自慢の城里町風景写真の応募をお待ちしています！

町のお財布事情など、町長が町民の皆さんへお伝えしたいことを掲載していきます。

城里町観光協会では、昨年からフォトコンテストを開催し、観光名所となるような美しい城里町の風景写真を募集しています。厳正な審査の結果、優秀賞に選ばれた方は、豪華賞品(城里町特産品等)が授与されるとともに、2026年の城里町カレンダーに写真を掲載させて頂きました。初めての城里町カレンダーは、11月の広報紙にあわせて各家庭に配布し、好評を頂いています。また、カレンダーは、まちづくり戦略課の窓口で一つ100円で販売しています。

城里町観光協会では、今年もフォトコンテストを実施しており、令和7年4月1日(火)から令和8年1月30日(金)まで、写真の応募を受け付けています。写真の応募は、城里町観光協会Instagramに投稿、または城里町役場まちづくり戦略課窓口まで写真データの提出をお願いします。フォトコンテストの詳細は、右の二次元コードから、リンク先の城里町ホームページをご確認ください。

たくさんの城里町民が参加し、2027年版の城里町カレンダーがさらに美しい写真で飾られることを心から期待しています。

城里町歯周病検診を 受けていない方へ

今年度 20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の方を対象に、町内の歯科医院で無料で歯周病検診を行っています。

ずっと自分の歯で笑って、食べて、話せるように。歯ぐきの健康は、今から守ることが大切です。歯周病は、気づかぬうちに進む病気です。早めの検診で、あなたの大切な歯と笑顔を守りましょう。年齢に関係なく、今が始めどきです。

この機会に、歯周病検診を受けてみませんか？

対象者の方には、令和7年5月に受診券をお送りしています。受診券を紛失してしまった方には再発行しますので、常北保健福祉センターまでお問合せください。



【問合せ】

健康福祉課 健康増進G(常北保健福祉センター内)

☎ 029-240-6550(直通)



▲町のホーム
ページ



那珂川の花火



壁面観音の彼岸花